



公印省略

6北筑保第4385号
令和7年4月1日

小郡三井医師会長 殿

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長

結核に係る定期健康診断の報告について

本県の保健医療行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に規定する事業者等の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第53条の2の規定に基づき、業務に従事する者に対して、結核にかかる定期の健康診断を行わなければならないとしています。

また、法第53条の7の規定により、健康診断の実施者は、健康診断を行った旨の報告を管轄の保健所に報告する必要があります。

つきましては、結核に係る定期健康診断の報告について、別添の管内医療機関の長宛て通知文を、貴会会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 通知文
別添のとおり

－問い合わせ先－

保健衛生課 感染症係

TEL:0946-22-9886 FAX:0946-24-9260

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

公印省略

6北筑保第4385号
令和7年4月1日

管内医療機関の長 殿

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長

結核に係る定期健康診断の報告について

本県の保健医療行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に規定する事業者等の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第53条の2の規定に基づき、業務に従事する者に対して、結核にかかる定期の健康診断を行わなければならないとしています。

また、法第53条の7の規定により、健康診断の実施者は、健康診断を行った旨の報告を管轄の保健所に報告する必要があります。

つきましては、貴施設で令和6年度に実施された健康診断の報告について、別紙の「結核に係る定期健康診断報告書」にご記入いただき、下記あてにFAXでご提出いただきますようお願いします。

なお、結核に係る定期健康診断の報告につきましては、今後においても、毎年度末までにご提出いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 提出書類

結核に係る定期健康診断報告書

2 提出期限

定期健康診断終了後、速やかにご提出ください。

（すでにご提出済みの場合は、再度のご提出は必要ありません。）

3 提出方法

FAXによりご提出ください。

FAX 番号：0946-24-9260

—問い合わせ先—

保健衛生課 感染症係

TEL:0946-22-9886 FAX:0946-24-9260

様式 結 46号 (表面)

結核に係る定期健康診断報告書

北筑後保健福祉(環境)事務所長 殿

年分

報告年月日 年 月 日

事業所の名称			実施者 種別	1 事業者 2 学校の長	
事業所の住所				3 施設の長 4 市町村長	
実施者名					
健康診断実施日					
実施者の対象区分	事業者	学校の長	施設の長	市町村長	
対象者	従事者 (施設職員や医療機関 職員、教職員等)	学生 (新入生が対象)	入所者・収容者	65歳以上	その他
対象者数					
未受診者とその理由	産休・育休()名 病休()名 その他()名	休学()名 その他()名			
受診者数					
間接撮影者数					
直接撮影者数					
喀痰検査者数 (再掲)					
被 発 見 者 数	結核患者				
	結核発病の恐 れがあると診 断された者				

様式 結 46号 (裏面)

『法的根拠』

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第53条の2(定期の健康診断)

労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者、学校の長又は矯正施設その他の施設の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)に対し、結核に関わる定期の健康診断を行わなければならない。

第53条の3(受診義務)

第53条の2の健康診断対象者は、事業者、学校若しくは施設の長が行う健康診断を受けなければならない。

第53条の7(通報又は報告)

健康診断実施者は、この法律の規定によって健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者その他の事項を保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

同法施行令第12条(定期の健康診断の対象者)

- 一 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人施設社会福祉法に規定する施設において業務に従事する者。(毎年度)
- 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が一年未満のものを除く。)の学生又は生徒(入学した年度)
- 三 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に入所している者。(65歳に達する日の属する年度以降において毎年度)

同法施行規則第27条の5

- 二 健康診断実施者は、法第53条の5の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、一月ごとにとりまとめ翌月の10日までに通報又は報告しなければならない。

『提出方法』

郵送、FAX、電子申請システムのうちいずれか

『提出先』

最寄りの保健福祉環境事務所または保健福祉事務所

保健所		〒	住所		電話	FAX
筑紫	保健福祉環境事務所	816-0943	大野城市白木原3丁目5-25	筑紫総合庁舎	(092)513-5584	(092)513-5598
粕屋	保健福祉事務所	811-2318	糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26		(092)939-1746	(092)939-1186
糸島	保健福祉事務所	819-1112	糸島市浦志2丁目3-1	糸島総合庁舎	(092)322-5579	(092)322-9252
宗像・遠賀	保健福祉環境事務所	811-3436	宗像市東郷1丁目2番1号	宗像総合庁舎	(0940)36-6098	(0940)47-0031
嘉穂・鞍手	保健福祉環境事務所	820-0004	飯塚市新立岩8-1	飯塚総合庁舎	(0948)21-4972	(0948)24-0186
田川	保健福祉環境事務所	825-8577	田川市大字伊田字松原通り3292-2	田川総合庁舎	(0947)42-9379	(0947)44-3165
北筑後	保健福祉環境事務所	838-0068	朝倉市甘木2014番地1	朝倉総合庁舎	(0946)22-9886	(0946)24-9260
南筑後	保健福祉環境事務所	832-0823	柳川市三橋町今古賀8-1	柳川総合庁舎	(0944)72-2812	(0944)72-3035
京築	保健福祉環境事務所	824-0005	行橋市中央1丁目2-1	行橋総合庁舎	(0930)23-3935	(0930)23-4880